

# 社会福祉法人もくせい会理事等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、もくせい会理事等の費用弁償について基準を定め、会務の円滑な運営を資するとともに、適正な支出を図ることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程に適用する場合の理事等とは次の者をいう。

- 1 社会福祉法人もくせい会理事・評議員・監事として関係会議へ出席する者
- 2 その他、もくせい会理事長が必要と認める会議に出席する者

(支弁額)

第3条 この規程により支弁する費用弁償の種類及び額は次のとおりとする。

種 類	金 額
日 当	5,000円
参加費及び宿泊費	実 費

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議を得て定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。